

大阪広域環境施設組合規則第3号

職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間等に関する規則（平成27年規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p><u>4 前3項の規定にかかわらず、事務局長は、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（前項各号に掲げる勤務時間にあつては、別に定める時間）となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</u></p> | <p>(勤務時間)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>[新設]</p> |
| <p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。